厚木市告示第389号

市道路線の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のとおり市道路線の区域を決定する。

その関係図面は、厚木市都市インフラ整備部道路総務課において令和８年10月21日から同年11月５日まで一般の縦覧に供する。

令和８年10月21日

厚木市長　山　口　貴　裕

整理番号、路線名及び種類	敷地の延長（m）	敷地の幅員（m）
Ｅ－４９３ 松枝二丁目２号線 一般市道	40.7	4.5～5.0
Ｉ－８０９ 宮の里一丁目２号線 一般市道	50.5	4.5
Ｆ－９４１ 船子宮ノ里１３号線 一般市道	58.7	4.5